特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高度人材ポイント制において、所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものを受けている場合には、当該機関に所属する外国人に特別加算する。
特例措置の内容	以下の企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とすること。 Ⅰ　総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「特区法」という。）に基づき認定地方公共団体が指定する、特区法第26条又は第27条の税制優遇の適用対象となる統括事業、研究開発等に係る事業を行う企業（以下「指定企業」という。） Ⅱ　指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付する企業（以下「補助金交付企業」という。）
同意の要件	指定企業に就労する外国人について本特例措置を実施するに当たっては、認定地方公共団体が、特区法第26条又は第27条の規定に基づき税制優遇の適用対象となる企業を指定するための要綱を策定するとともに、指定企業に対して指定書を交付すること。 補助金交付企業に就労する外国人について本特例措置を実施するに当たっては、指定地方公共団体が、特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付するための要綱を策定し、当該補助金が、国際戦略総合特別区域計画に定められた、特区法第９条第２項第１号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業を実施するために必要な経費として交付されることが確認されること。指定地方公共団体が補助金交付企業に対して通知書を交付すること。
特例措置に伴い必要となる手続	指定企業又は補助金交付企業に就労する外国人が、本特例措置を利用し、在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請を行う際には、申請窓口において指定書又は通知書を添付する必要があること。

別表２中「厚労Ｂ002」を削り、「国交Ｂ001」、「国交Ｂ002」、「厚労Ｂ003」、「厚労Ｂ004」及び「厚労Ｂ007」を次のように改める。

番号	国交Ｂ001
特定地域活性化事業の名称	地域活性化建築物整備事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	建築基準法第48条及び別表第２においては、都市計画で指定される用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第48条第１項から第13項までのただし書において、特定行政庁の許可（例外許可）を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築することができる。
特例措置の内容	地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた地域活性化総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができるもの。
同意の要件	法第44条第１項の規定による申請の内容について、地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針が、当該用途地域の指定の目的に反しないものであることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	国交Ｂ002
特定地域活性化事業の名称	特別用途地区地域活性化建築物整備事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第49条第２項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第48条第１項から第13項までの規定による建築物の用途制限を緩和することができる。
特例措置の内容	建築基準法第49条第２項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第49条第２項の承認と見なして、建築基準法上の大臣承認の手続を不要とするもの。
同意の要件	法第45条第１項の規定による申請の内容について、以下が確認されること。 ⑴　特別用途地区の指定により実現を図るべき特別の目的に応じて建築基準法第49条第２項の規定に基づく条例を定めることとし、特区計画に条例（案）等を示すことにより、制限の緩和の内容が明確にされていること。 ⑵　当該条例による制限の緩和が、地域の特殊性からやむを得ないものであり、かつ、当該条例の適用が予定されている区域に定められている用途地域の指定の目的に反しないものであること。
特例措置に伴い必要となる手続	申請に当たっては、下記の書類を添付すること。なお、参考資料については昭和48年住街発第35号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照されたい。 １　特別用途地区条例によって、建築基準法の規定を緩和すべき理由を記した理由書 ２　参考資料

番号	厚労Ｂ003
特定地域活性化事業の名称	訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
措置区分	省令、告示